

## 第 47 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 28 年 10 月 13 日（木） 14：00～15:50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員

〔政府〕 境勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、増田昌樹内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 28 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 22：マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し（内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省）>

（高橋部会長）その他の案件を含めて、いろいろと御検討いただいていることに感謝申し上げたい。療育手帳について。希望している団体より希望していない団体が多いということだが、実際に情報連携を希望している地方公共団体があることは事実だと思う。そういう地方公共団体の存在を考えれば、ぜひニーズがあるので検討いただきたいと思っているが、いかがか。積極的に検討を進めることを前提にすると、どのくらいの団体が情報連携を希望すると、対応いただけるのか。

（内閣府）情報連携という場合、情報を提供する側の地方公共団体と情報を受け取る側の地方公共団体が異なるため、情報を提供する側の地方公共団体が情報を提供したくないということがあっても困るので、そういう点では、全部とは言わないが、おおよそ 7、8 割というイメージと思っている。

（大橋構成員）地方公共団体に見通しが立たない段階で、7、8 割という基準を国が設定しても、歩み寄るようなスピード感は出てこない気がする。例えば、既に対応済の地方公共団体はこれくらいあるとか、このような形で対応すれば、ある程度うまくやれているという情報提供等を行い、その上で、ある程度数がまとまっていけばいいのではないか。そういう段取りを踏んで進めていく予定等はあるか。

（内閣府）今、内閣府の立場として説明しているが、この推進自体は厚生労働省で各地方公共団体の条例整備を図っていると思う。この点に関しては、他の省庁からの意見もいただければと思う。

（高橋部会長）厚生労働省、いかがか。

（厚生労働省）当方としても療育手帳の所持者である知的障害者についても、各種行政の手続においてマイナンバーの利便性を享受できる環境を整備することが必要と考えている。しかしながら、9 月の時点では 67 団体のうち、条例を制定している団体が 10 という結果であった。先ほど時期尚早という話があったが、条例の制定の必要性について、これまで以上に各地方公共団体に検討を促していきたいと考えている。

（高橋部会長）母数の 67 はどういう数なのか。

（厚生労働省）都道府県 47、指定都市 20 である。

（大橋構成員）社会福祉の分野で様々な手帳という制度があって、ある分野については情報提供の便宜を受けてサービスを受けられるが、ある分野についてはそれができないということは、早晚是正していただく必要がある。確かに 67 分の 10 は少ないといえば少ないが、マイナンバーが始まって間もないこの時期でこの数字が出てきている、しかも他の地方公共団体の状況を十分認知できる状況がない中でこの数字が出ているということ。時期尚早などと言って立ち止まるのではなく、地方公共団体の検討が進むような段取りになるよう計画すれば、今回の提案の趣旨を受けられることができると思うので、そういう見直しをお示しいただきたい。

（厚生労働省）条例の制定については、もともと療育手帳の交付事務は自治事務であり、国から一律に一定の時期に条例を制定してくださいという方向性にはいかない。当方もその趣旨を踏まえ、各地方公共団体の福祉部局であったり、知的障害者の利便性の向上、あるいは情報を受け取る側の事務の効率化等を総合的に勘案し、条例制定を検討するようお願いしている。その際に、現在の地方公共団体の制定状況や、運用テスト等の準備

を含めたスケジュールについて、内閣府と相談しながら示すことができればと思っている。

(高橋部会長) そのスケジュール感はどう考えているのか。その辺はまだ具体的に示せないのか。

(厚生労働省) 当方としては、運用までのところは内閣府と相談しなければ決められないと思っている。

(高橋部会長) 他の提案で対応していただくような措置についても、地方公共団体のシステム改修等の対応が基本的には必要となると思うが、併せて対応することは不可能なのか。そちらの方が効率はいいと思うが。

(内閣府) システム改修そのものは、地方公共団体によってシステムが相当違うので、必ずしも全てを一緒に行った方が安上がりというわけではないが、ある程度はまとめて行う方がシステム改修しやすいのは事実だと思っている。ただ、この手の社会保障のシステムは頻繁に制度が変わり、改修を行っているので、必ずしもまとめて行う方がいいというわけではない。情報提供は相互に行ったり来たりする話なので、一方にその気がなければできない話となる。そういった問題もあるため、ある程度の数がかまると、逆に混乱することになる。ある程度の数がかまれば、もともと物事の性質として否定するつもりは全くないので、当方の立場としては、混乱が生じないようにするというように尽きると思っている。

(高橋部会長) 承知した。第二次回答のなお書き以下はそういう趣旨だという話か。

(内閣府) なお書きは、別に否定的なことを言っているわけではない。今回、当方としてはこのヒアリングまでに提案の実現に向けて対応すると言っていることもたくさんあるが、対応するにしても、来年の7月に開始する情報連携については、既に運用テストが始まっているため間に合わないの、次のクールとか、その次のクールで対応していく必要があるということ。そういう意味では来年の7月には間に合わないという意味である。

(高橋部会長) 承知した。以前療育手帳について勉強したことがあり、他の手帳制度は全て法律の根拠があるが、療育手帳のみが明確な根拠がない。それにより、マイナンバーについて差が出ているという話のようなので、均衡という観点から、法改正してほしいと言っているわけではないが、少なくともマイナンバーの利用についてはバランスのとれた形としてほしい。早急に地方公共団体に働きかけ、自主性を尊重しながら克服していただきたいと思っているが、その点について厚生労働省、いかがか。

(厚生労働省) 自治事務であるから、自主性ということであるが、当方としてもただ単にお願いするということではなく、繰り返しとなるが、知的障害者の利便性も含めて、福祉部局の判断だけではなく、総合的に考えていただきたいということで地方公共団体に対し依頼していきたいと思っている。

(高橋部会長) ぜひ、その点をお願いしたい。次に精神保健福祉法の措置入院についてだが、これは地方税関係について情報連携を今後広げていくという話を聞いている。制度改正に向けて、この問題についても検討いただきたいと思っている。検討の用意ができていいのかについて説明を聞きたいが、総務省、いかがか。

(総務省) 第二次回答にも書いたのだが、地方税の規定により守秘義務が課せられており、番号法に基づく情報提供ネットワークを介した地方税情報の提供については、ルールに基づき守秘義務が解除される必要があるが、現行、精神保健福祉法の措置入院に係る費用徴収の事務については、それが素直には読めないということ。このことについて、このルールにのっとって情報提供できるかどうかについては、今後ニーズや特殊性も踏まえて内閣府や厚生労働省と協議しながら、引き続き検討していきたいと考えている。

(高橋部会長) 今の話は、ルールはあるものの、そのルールには当てはまらない。ただ、それについて、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえて検討するという話だったが、このルールを少し別の形で変える方向性は全くないのか。

(総務省) 字義通り書いてある通りで外れているが、1)については、精神保健福祉法の中で本人の行政機関に対する報告義務や、それに対する担保措置を規定する必要があるが、これについては精神保健福祉法を改正する必要があるため、厚生労働省で検討していくことが一つの方向性としてあるということ。2)については、基本的には申請に基づく事務で同意があるものについて守秘義務が解除されるということとなるが、この要件については当方で解釈を検討すべき部分でもある。こういった要件で解除できるかはもう少し事務等を見ながら検討を進めて関係省庁と協議していきたい。

(大橋構成員) 2)の事務の特殊性について、もう一步踏み込んで検討する必要があると思う。つまり、普通の福祉や給付のサービスの場合には、申請があることを前提にして情報連携に結びつく。一方で、措置は申請を待つことができない状況があり、法律で申請があったことを読み込むような形で、国が職権により介入する、非常に限定された特殊な類型であり、申請事務の例外に当たることを法定していると位置づけることも可能である。そういうものに対して申請がないという見方をしていると、全然検討が進まないのではないかと。措置というものがそういう性格のものだということをも前提にして、補完的に同意を行政上の運用等で得ることができ

る。本人同意がなくとも情報連携が可能と解釈でできるのではないか。もちろん法令で規定することが一番いいとは思いますが、措置という事務の特殊性ということに言及しないと、措置制度が情報連携から落ちてしまうことになってしまうと思う。「事務の特殊性も踏まえ」と書いていただいているので本当にもう一步入っていただきたい、いかがか。

(内閣府) 番号法では、御指摘のとおり、法律上各個別法に調査権限が規定されており、担保措置があるというものについて情報連携するものもある。総務省が言っているのは、そういう規定が精神保健福祉法にないので、ない場合どのような方法があるのかということ、それが2)の方法だということだと思う。そもそもなぜその規定がないのか等も含め、厚生労働省で規定を整備すれば、他の法律と同じように法律に基づく罰則が法律に基づいて解除されるという一番すっきりとした形となるので、この点についても担当省庁の意見を聞いていただきたいと思う。

(高橋部会長) そういう整理ということなので、厚生労働省に説明をいただきたい。

(厚生労働省) 質問検査権と担保措置を精神保健福祉法上設けることができないのかという観点であるが、措置入院自体が本人の意思に反して行政が強制的に入院を行う制度である。これに関して質問検査権と担保措置を設けることは、費用徴収を強制的に行うことが人権の侵害に当たる可能性もあり、これを精神保健福祉法上設けるというのは難しいと考えている。また、費用徴収自体、地方公共団体が強制的に行うことができないという状況の中、情報の徴収を強制的に行うことは、確認した限り他の法令にも例がないのではないかとということで、法制的にもハードルが高いと考えている。

(高橋部会長) 強制徴収はできないのか。

(厚生労働省) 精神保健福祉法上は費用を徴収することができるという規定になっており、本人が同意しない場合に、地方自治法において強制徴収権があるのかということ、そこはないという解釈になっている。

(高橋部会長) 徴収できると法律に書いてあってもできないのか。

(厚生労働省) 徴収はできるが、強制的な徴収権がないという理解をしている。

(高橋部会長) 徴収は公権力の行使を前提にしたものであると地方自治法のコンメンタールに書いてあったと思う。そういう疑問があるということも前提にしても、立法的にできないという説明が理解できない。それから、人権侵害だという説明が全く理解できない。国家の様々な施設を利用している方に費用負担能力があれば、負担するのは当然であり、それを人権侵害ということが理解できない。この点が一番のネックである。事務局にはこの問題についてしっかり法制的に相談いただきたい。これは内閣法制局には相談したのか。

(厚生労働省) まだ御相談できていない。

(高橋部会長) まだ行っていないのか。

(大橋構成員) 人権侵害措置という受けとめ方がおかしいと思う。本人のためになるという客観的な判断があり、強制的な措置を行っているということが前提であり、その方に可処分所得があり負担することができるのであれば、それはきちんと負担してもらい仕組みなのではないか。人権侵害でさらに追い打ちをかけることになるので負担についてはできませんというのは、説明として納得できないところがある。

(高橋部会長) また、強制徴収権を前提としていなくても、調査権はあっても別に構わないのではないか。それぞれの存在は別なので、それも含めていかがか。

(増田参事官) 当方が事務局として議論した際には、2)の対応で何とか運用うまく対応できるのではないかと検討していると聞いている。もちろん法制的な議論についても行っていただきたいが、2)について運用上での対応が可能かということを検討いただけるものと考えている。

(高橋部会長) そこも含めて事務局ともよく相談をし、閣議決定までにしかるべき検討をしていただきたいと思う。

<通番 23: マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し(内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、国土交通省)>

(高橋部会長) ものの考え方によっては何がしかの形で地方公共団体が提示している支障を解決する方法もあり得るのではないかと。そういう意味では、いろいろなことを少し検討いただくことは今後あり得るのではないかと。思うのだが、そこはいかがか。

(内閣府) 指定管理者の制度については必ずしも詳しくないが、情報の連携の主体は地方公共団体としつつも、情報連携において地方公共団体が入手した情報を指定管理者にうまく流すことによって手間を省くような方法

- を、一緒に考えていくことはやぶさかではないと思っている。
- (高橋部会長) 事務のやり方によってはあり得るではないかと思う。
- (内閣府) 情報連携の主体が地方公共団体のままというのは十分あり得ると思う。現状のまま事務を行えばいいのではないかと単純に思う。
- (高橋部会長) そこはそういう方向でできるということ、地方公共団体に対しきちんと示していくということもあり得るということか。
- (内閣府) そういうやり方が実際の事務で可能なかどうかは定かではないが、そういう相談には十分乗れると思う。
- (高橋部会長) ぜひ提案団体と相談いただき、どういうことが可能なのか、最低限としてそこをお願いしたい。例えば番号法別表でどんどん増やしていくことはできないのか。
- (内閣府) 基本的には、番号法別表で情報連携ができる主体となるのは、国と地方公共団体及びそれに近いものと考えており、そこを増やすことは難しいと思う。
- (高橋部会長) それは自動的に増やせなくても、何らかのチェック手続を踏まえ、ここだったら大丈夫という形はできないのか。
- (内閣府) そこは法令で明確に責任を持って、そういうものが増えるのであるのならば構わないと思っている。
- (高橋部会長) 趣旨をもう一度説明いただきたい。
- (内閣府) 法令で明確に規定されているような主体であれば構わないと思っている。
- (高橋部会長) 番号法別表で規定すればいいのではないか。
- (内閣府) そうではなく、個別法令で仕事等が規定されているものを、番号法別表に規定するという意味である。例えば個別法に規定のある、住宅供給公社等であれば、番号法の情報連携の主体として認める余地はある。番号法の建て付けとしては、各個別法で事務を行う主体として規定されているものを取り込むということなので、そうであれば番号法に取り込むことはやぶさかではないということである。
- (大橋構成員) 民間団体を主体にすることはできないという説明だが、指定管理者について、本当にその説明が妥当であるかということ疑問である。もともと委託では、施設の利用権限のような公権力の行使を民間に任せられるわけにはいかないということで、その受け皿として地方自治法という法律で仕組みをつくって、受け皿として用意したのが指定管理者制度。そういう意味では、法令上の基礎はある。また、単に組織を作ったからそこに任せられるというのではなく、協定を締結し、逸脱があった場合には指定を撤回する等の補完措置があることにより、行政事務を行う権限を任せても大丈夫ですという形でアウトソーシングする主体として指定管理者制度を作った。その指定管理者に情報連携に入ってもらおうということであれば、どのような支障があり、それについてどのように補完措置が必要なのかと考えていく方策もあると思う。例えば市長会から出ている意見は、そういうところを十分に検討していただきたいということだと思う。第二次回答では、「現時点では困難」と書いてあるが、今日の説明であれば、理論的に指定管理者は未来永劫入れないはずである。ただ、補完措置を組めば、中長期的には入ることもできるようになるのではないか。また、そういう実質があるのだとすれば、運用上での事務のやり方の工夫についても、実質的な根拠があるため、検討を進めていただきたい。
- (内閣府) 指定管理者制度は各地方公共団体の域内にある施設について、民間法人やNPO等に、一定の協定を締結したり、条例を制定して管理させるものである。マイナンバーの利用に関しては、委託法人まで含めて対応できる。つまり、自分の持っている情報を扱うことに関しては、指定管理者や委託法人にも番号法は許容している。一方で情報連携となると、例えばある地方公共団体から委託された民間法人が他の地方公共団体の住民の特定個人情報を見ることができるようになるため、域内で完結する地方自治という観点から設けられた指定管理者制度を、そのまま情報連携の主体とすることは困難である。市長会から、行政機関ではない公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等の留意が必要という形で、かなり慎重な指摘も受けている。当然、地方公共団体の声にも耳を傾けなければならないが、マイナンバーに対して懸念を持っている方々もいる中で、そういう声にも留意すると、連携の主体については現時点ではこのまましていくのが当面のやり方としてはやむを得ないかと思っている。
- (大橋構成員) リスク検証も主体ごとに具体的な支障を見ながら行うということだと思う。民間だということで公益財団法人も指定管理者も全て一律に法令に根拠がないため主体とはなれないというのは乱暴かなということで、ここで言われている検証とは、主体ごとに支障を見ながら行うべきではないかということの意味している気がしたので先ほど申し上げたのだが。

(内閣府) 対応が困難なのは、現時点ではということが前提である。現時点ではというのは、地方公共団体でも既にマイナンバーの漏えい事件は起こっていて、そういうものが起こっている中で、情報連携の主体の拡大は当然慎重に進めなければいけないが、そういうリスク等を全て検証した上で将来的にどうしていくのか、今後十分に検討していきたいと思っている。

(高橋部会長) そういう意味では、施行後3年見直しが考えられるということか。番号法の施行後3年を目途として情報連携の範囲の拡大等については検討を加えるということが考えられているので、その一環として、情報連携の主体の拡大も含めて幅広く検討することはあり得ると受けとめてよいか。

(内閣府) 施行後3年に見直すというのは、基本的には対象を限ったわけではなく、いろいろな可能性を探っているということであり、検討の対象に入らないということにはなり得ないと思っているが、施行後3年見直しを具体的にどう進めていくのかという来年の段階で、今の世の中の状況が変わっているとは思えない。年金機構の漏えいがあったこともあり、非常にセンシティブになっている状況の中で、情報連携の主体の範囲は世の中の状況を見ながら進めていかないと、マイナンバー制度そのものが潰れてしまう危険性まであるため、その点を考えながら検討していかなければいけないと思っている。

(高橋部会長) 施行後3年見直しの中には入りにくいということか。

(内閣府) 現時点ではそう思う。ただ、来年になり、世の中の状況が変われば可能性はあるかもしれないが、マイナンバー制度所管としては、マイナンバー制度への懸念や慎重な声もあり、今は困難という感じである。施行後3年見直しにおいて十分検討の中身になるとは、そういうこともあって言えない。

(高橋部会長) ただ、総合的な見直しの中では、情報連携の主体も含めて検討されるということか。

(内閣府) それは当然あり得るが、施行後3年見直しはそれだけではなく、もう少し社会保障を広げたほうがいいのではないかなというようなことも含めて検討する。

(高橋部会長) 委託については事務のやり方を工夫するという話もあった。さらに、指定管理者については地方自治法に基づいて公権力の行使を委ねているという意味では、法令上の根拠のある団体のように、指定という行為も含んでいるため、制度の発足のときに情報連携を考えないで制度を作っているの、何らかの担保措置を考えた上で、法令に位置づけることはできないか。

(内閣府) それは可能性としてないとは思わない。どういう担保措置かということは検討すべきだが、ただ、マイナンバーの情報連携は要件が厳しく、例えばインターネットから完全に切り離す必要がある等、現実的には相当ハードルが高いと思う。

(高橋部会長) それは指定法人にとってということか。

(内閣府) 然り。リスク検証をするにしても、少なくとも地方公共団体と同程度の義務があり、同程度のものを備えていることが最低限必要だと思う。

(高橋部会長) その点については異論はない。

(内閣府) そういう担保措置を法令上とった上であれば、将来的にはあると思う。

(高橋部会長) 我々がお願いしていることもそういう趣旨だと思う。

(内閣府) 本件については、大臣も含めた組織としての内閣府の部分では、前向きとは言いにくいところもあるため、持ち帰って検討させていただきたい。

(高橋部会長) その表現ぶりは事務局とも相談していただきたい。ご趣旨は理解できたので、是非そういう方向で、事務局とも調整していただければありがたい。

(勢一構成員) 提案団体からの声を酌むと、住民サービスの向上や行政運営の効率化をするために指定管理者制度を利用してきて、それ自体は効果が出ているはずであるが、マイナンバー制度の対応ができていないため、支障が生じているということだと思う。場合によっては、指定管理者制度自体をマイナンバー対応に資するようにアップデートすることも制度的には可能だと思うので、そういう点も含めて、これまでの自治体の運用の工夫を妨げないような形で検討をお願いしたい。提案募集という形で、地方公共団体の現場の知見というものが、制度改正に向けて提案されたところで、この情報自体の価値はあると思うので、是非、これを活用していただきたい。

(内閣府) 指定管理者は本当にいろいろなものを管理していて、それが一つの制度になっているので割と緩くなっているところもあるが、いわゆる行政を代替するような部分の指定管理者制度のようなものにおいて、マイナンバーの利用が馴染みやすいということは、おっしゃるとおりと思う。マイナンバー制度の検討において実際に地方公共団体に聞かないと分からない部分は多数あるため、提案をいただくことはありがたいと思ってお

り、今後も生かしていきたいと思っている。

<通番 29：マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止（内閣府、総務省）>

（高橋部会長）マイナンバーカードの本体も券面変更が必要なのか。

（総務省）本体も住所変更の場合は必要となる。

（高橋部会長）提案は通知カードということか。

（総務省）然り。

（高橋部会長）基本的に、マイナンバーは国民の利便性の向上が大きくなうたい文句だったはずなのだが、住所変更するたびに一々追記させるのは、国民にとって大きな負担ではないのか。

（総務省）マイナンバーの利用は、窓口等でマイナンバーを提示する際に、単に番号を見せるだけでは本当にこの人のものかどうか確認できないので、本人確認を行う手続になっている。その時々この人の番号がこれであるということについて、氏名と住所により本人を確認する場合には、通知カードと併せて提示される本人確認書類に記載される氏名と住所が、通知カードに記載のある氏名と住所と一致していることを確認する必要がある。仮に通知カードに記載のある住所が最新のものでなければ、両資料間で住所が違うこととなる。そうすると、新しい住所をしっかりと証明してほしいということとなり、その都度新しい住所を確認するため住民票を改めて本人がとってこなければならぬなどの手間が生じてしまう。そういったことを避けるためにも、住所が変わった時点で通知カードに最新の住所はこれだということが分かる形にしておいて、様々なところで使ってもらえれば、逆に住民の利便という観点からは余り手間をかけないで本人確認ができる仕組みにしている。新しい市町村に引っ越した場合、転入届のためには必ず来庁されるので、併せて通知カードに新しい住所を記入してもらい、それを様々なところでのマイナンバー手続で必要なときに使用していただくやり方、一々そのときにまた住民票をとりに行ったりせずに確認をしていただく今のやり方がいいのではないかと考えている。

（高橋部会長）ただ、繰り返すが、かなり事務負担であって、私自身は今の説明でも利便性の向上をうたい文句にしている割には、住民の負担が逆転しているのではないかという印象を拭えない。健康保険証であるとか、運転免許証であるとか、常に国民が携帯しているような氏名及び生年月日で証明する書類はたくさんあると思う。基本的にはそれでやってもらうという運用にすることは不可能なのか。

（総務省）氏名、生年月日を確認できるものはたくさんあるということは御指摘のとおりだと思う。ただ、そういうものをお持ちでない方もいらっしゃるの、そういう場合には、そういうものをとらないと手続ができないということにはできないので、もう少し別の本人確認のやり方も用意しておく必要があるというのが現行の取扱いの考え方である。むしろ国民の利便を考えるが故に、氏名と生年月日だけでなく、氏名と住所による本人確認の方法を設けていることをご理解いただきたいと思う。国民の利便性と地方公共団体の職員の事務負担など、いろいろな観点があるかと思うが、兼ね合いを考えながら制度を考えているというところ。

（高橋部会長）もう一点だけ、その場合に公共料金の領収書という話が出たが、本人確認に公共料金の領収書は余りにも手軽過ぎではないか。住所が要るのであれば、住所がきちんとわかる書類はまた別の形でいろいろな書類があるので、変更した人に限っては住所が最新の住所と一致する書類と本人が一致する書類を持ってきてほしいという運用に変えることは、事務運営上は、私は容易にできるのではないかと思う。そこはいかがか。

（総務省）まず、公共料金の領収書など少し本人確認の強度が弱いものについては、2種類の本人確認書類を用意してほしいということになっており、それで本人確認の強度を補強する形になっている。また、最新の住所自体を確認するというより、あくまでも、通知カード上の住所と、通知カードと併せて提出される本人確認書類上の住所とが一致していることが本人確認として求められている。その上で、両資料間で住所が異なるときに新しい住所を確認することになると、住民票の写しをとりに行き確認するというのが一番住所を確実に確認する方法だと思う。その点の負担を一々国民の皆さんに求めるのか、それとも役所の中で転入届の手続の事務の一環として新しい住所を記載して判子を押すという作業をやるのか。転入届の際にやれば、その住所にいる間はずっとマイナンバー手続のいろいろなところで使えるので、そちらのほうが住民の利便などを考えると望ましいのではないかと考えている。

（大橋構成員）生年月日で多くは確認しているということを地方公共団体側が言っていて、多くの証明の場面で、住所欄を使っていない方にまで、今の形だと義務を課すような形になっている。地方公共団体のデータを見ると、この記載事項変更では住所関係の変更が多数を占めている状況になっている。そうだとすると、これは先ほどから言っているように、ごく一部の証明が残されてしまう方々のために、多くの方に住所記載の変更の義

務まで課して、それに伴って市民に負担をかける。同時にそれをやる窓口の職員の方のマンパワーも、実際に具体的な数字が上がってきていて、これぐらいの件数で非常に窓口は困っていると言っている。現在でもマイナンバー関係で窓口はなかなか混んでいて日程がとれないような状況になっているところに、また押しかけて住所変更しなければいけない事務支障が具体的に出ている。極めて例外的な事象のためにこれだけの負担を課すことが、具体的に出ている支障のデータを前にして合理性はあるのかという観点でお聞きしている。ずっと御説明を受けていても、そこが私どもは承服できないところがあるのでお聞きしている。

(総務省) 住所に変更があった場合に通知カードを持ってきていただいて、それを窓口で書き換えてもらうことについての住民の負担は、持ってきていただくことを忘れなければ、それほど転入届を出す際の負担としては、更にいろいろ加わるものではないと思う。一方、確かに市町村の職員の事務の負担は増えてくるのではないかと思う。その一方で、個人番号確認の場面において、本人確認の選択肢が複数あってより柔軟に対応できるほうが住民の利便にかなうのではないかと思っている。

(大橋構成員) 住所の確認のときに、住基ネットでは地方公共団体の方は確認できるということを言っているが、それでは足りないということだが、住基ネットに乗っかってできた仕組みがそのところを信用できないというのがよく分からない。

(総務省) 住基ネットでは確認できるのは、住基ネットを利用できる場所であり、結局行政に限られている。そのほか、地方公共団体だけで番号を使うわけではなく、民間企業でも使うし、そういうところでスムーズに確認ができなければならないので、手元ですぐ確認ができるもの、それも行政機関、住民基本台帳を所管するところが確認したものを見て確認をしてもらうのが確認の場面では円滑に進むのではないかと思っている。

(大橋構成員) 今、挙げているところは、生年月日でも確認できず、持ってきた書類でもだめな上、住基ネットが使えない民間の場面であり、類型としてはかなり少ないところである。そのために、全体に変更記載義務を課するのが、全体として見た執行の仕方として重過ぎるのではないかということではないか。

(総務省) 件数としては、そういう場面のほうがかなり多いのではないかと思っている。

(内閣府) 本人確認をする場面は、多分、税務における民間が一番多いので、論点はそういうところ。

(大橋構成員) その場合、生年月日で確認できないのか。

(内閣府) まさに、そういう場合に住所が要するのかという論点になろうかと思う。

(高橋部会長) だから、その場合には生年月日で十分なのではないか。公共料金の領収書のようなものではなくて、もっとしっかりしたものできちんと生年月日で確認できる、もしくは新しい住所がきちんと証明できる書類を持ってきてもらえば、十分だと思う。

(総務省) 国民の皆様には生年月日の記載のある本人確認書類を必ず持ってきてくださいということにするのか、地方公共団体が転入届の際に併せて追記するのか、国民の利便性と市町村の事務負担のバランスをどう捉えるのかということだと思う。

(高橋部会長) 転入届の手続のときには必ず通知カードを持ってくる実務になっているのか。

(総務省) マイナンバー制度が始まって、そういう形になっている。

(高橋部会長) それは必ず国民に徹底しているのか。

(総務省) 法律上そうなので、徹底をしている。足りなければ、また徹底しないといけないと思う。

(増田参事官) 確かに事務的には新宿の場合、例えば半分ぐらい持ってきていないとか、豊田市の場合は2割ぐらい持ってきていないという話を聞いているので、その周知徹底は是非やっていただければと思っている。

(高橋部会長) まだマイナンバー制度は始まったばかりなので、転入手続のときに必ず持っていくという意識は国民の中に完全に徹底しているとは私は思わない。大橋構成員が述べたように、今はマイナンバーの交付事務と重畳してこういう事務が発生していて、一時的に非常に地方公共団体の負担が重いということ。定着したら分からないが、当面の運用としては追記については少しストップして、本人確認機能については生年月日で基本的にやって、住所で確認したいのであれば、忘れたほうが気をつけるという話なり、気をつけるべきという話なので、別の住所を確認できる正規のものを持ってきて確認する運用に変えるということで、ある意味では過渡的な運用としてそういうことができるかとも思うのだが。

(総務省) これからどんどんマイナンバーの利用が広がっていく方向だと思うので、そこは番号提供時の本人確認の場面でより円滑にできる、あるいは、ある程度生年月日で限定することで支障が生じる場面がないような形を原則とすべきだと思っているので、過渡的な状況だからといって、なかなかこれは今、いいですよという形はやりにくいかと思っている。マイナンバーに関する実務の中で見ると、確かにマイナンバーカードの交付

がスタートとなり、新しい事務であるため、市町村にとっては相当事務負担があつて、それに伴って他の事務もしわ寄せを受けて、更に住民異動の繁忙期も重なり、3月、4月あたりまでは特に大変な時期であつたと思う。そのあたりの事務負担の状況も見ながらこういう御提案が出たのではないかと思っているが、マイナンバーカードの交付事務の状況については、一歩先に始まった通知カードの送付も含めて、かなり落ちついてきたように受け止めている。今、制度がある程度軌道に乗る中で、これまでよりはかなり事務の対応もやりやすくなるのではないか。それに加えて、実際にいろいろ聞いてみると、通知カードの追記について、手書きではなくて、印字をするやり方をとっている市町村もあり、転入手続の一環で印字までしてお渡しすることをやっているところもある。このように事務負担を軽減するために創意工夫をしていただき、できるだけ住民の利便を考へていただくと、通知カードに記載される住所は最新の住所を、きちんと住民基本台帳を持つ市町村がこれをお示しするという。それを不要ですということは、なかなか制度の改正としては難しいのではないかと思っている。

(大橋構成員) 中長期的にもこの方式はどうかと率直に思う。生年月日は不変だから、そちらで利用する人が多いというのであれば、そちらで確認してもらふべき。こんなに住所変更が多い、転入や転出が多い状況の中で、具体的に例えば追記に1人3分かかり、1年間でその家族の分までということをやると、ある地方公共団体では職員1.5人分の業務量に該当するという数字が出ている。それが行政コストとして全国に派生していくというのは、先ほど言った例外的なもののためにそれだけの行政コストをとるこの仕組みがいいのかと。そういうことが現場から運用してきて出ていると思うので、それに目を向けて、それを踏まえての制度見直しなりをしていくということが必要ではないか。

(総務省) そういう意味では、事務負担ということには目を向けて、もう少し実態をよく聞いてみないといけないと思っている。生年月日を使うことが大多数で、住所を使わないのが大多数かどうかという実態も、それは利用の実態も見てみないといけないので、市町村の見込みだけで判断していいのかどうかという問題もある。番号を利用するのは国民なので。

(大橋構成員) そういうものもデータで把握してはどうか。

(総務省) 全体像を把握する必要があり、なかなか今の限られた情報だけでは軽々に判断できないものであろうかと思う。

(高橋部会長) でも、第2次回答は実態を調べもしませんと言っている。

(総務省) 最後に事務の負担というところはお聞きしていきたいという考えは示しているが、そのあたりで事務の状況も見の中で、実態も捉えていきたいと思っている。

(高橋部会長) そこを調べる気はあるということか。

(総務省) 調べる方法があるのかどうかということだが。

(高橋部会長) アンケートをとれば簡単に出るが。

(大橋構成員) これだけ提案団体が出ているわけなので。

(総務省) マイナンバーの利用の場面で本人確認書類として何を使っているのかというのは、市町村の窓口での状況は把握できるかと思うが、全体の状況はなかなか把握できない。

(高橋部会長) でも、それは事業所にアンケートをとればいいわけではないのか。

(総務省) それはまた内閣府とも相談しながらということになるかと思う。

(内閣府) 通知カードもそうだが、今の議論を聞いていて、マイナンバーカードがむしろ過半数を占めるようになると、マイナンバーカードに同じことが起こることになると思う。今、全体の手続として必ずしも長続きする手続には思えないので、いろいろな面で、もっと電子化して、一々手で書くのは面倒だからやめてしまえとか、あるいは引越したら新たな通知カードのような住民票もあるかもしれないとか、ふといろいろ考えた。

(高橋部会長) システムを改修してやるとか、いろいろなことがあり得ると思うので。

(総務省) それは先ほど申し上げた中にも含まれていると思う。

(高橋部会長) まずは実態をきちんと調査して、その上で少しお考へいただきたいと思う。その辺を含めて、事務局でよく御相談いただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

#### <通番 27：地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和（農林水産省）>

(高橋部会長) 秋が検討の目途とお示しいただいたが、閣議決定は12月なので、それまでには何らかの結論が出ていると受けとめてよろしいか。



(農林水産省) 昨年の総合的なTPP関連政策大綱においても、本年秋を目途にということが書かれているので、それを目標に全力で調整したいと思っている。

(高橋部会長) 10月から有識者会議で議論されているとのことだが、何回程度、議論される予定か。

(農林水産省) 大体月に1回ぐらいのペースで、全体で3回検討していただきたいと思っている。

(高橋部会長) 12月に取りまとめということか。

(農林水産省) 有識者会議については、取りまとめというより学識経験者、農業者の方々からいろいろな意見をいただく会議である。

(大橋構成員) 収入保険制度の進捗状況はわかったが、提案自体は、家畜共済事業の任意事業化と審査会の必置規制の見直しという非常に具体的なものである。

審査会との関係で言うと、収入保険制度の導入に向けた検討を進めていく中で、審査会がなくなる形で問題の解消が図られることなのか。それとも、審査会は残るのだが、必置規制は必要ないという形になるのか。新しい収入保険制度のもとでの家畜共済事業の位置づけについての見通しはどうか。

(農林水産省) 収入保険制度の創設と農業災害補償制度の見直し、両方議論をさせていただいているところで、例えば農業災害補償制度の議論で言うと、御提案いただいているのは家畜共済の必置事業の見直しがまず1点。農業共済が地域において、例えば生産されている品目であって共済の引受対象となっていない実態があるなど、その他の課題もあるので、こういった課題にどう対応するのかとあわせて、全体の中で考えていきたいと思っている。

それから、保険審査会の必置義務の見直しが2つ目の項目だが、例えば、現在団体において1県1組合化が進められている中で、共済事業の運営主体のあり方をどのように見直すべきかを含めて検討しているので、そういった検討の結果も踏まえて、その中で考えたいと思っている。

(大橋構成員) 今、検討されている中に、この問題は組み込まれているという理解でよいか。

(農林水産省) 一体的に検討している。

(大橋構成員) 地方公共団体の執行上の負担や自主性の発揮という点で、2つ出ている観点については、これが実現する形で新しい制度を描いていただければと思う。

(農林水産省) 地方からの提案についての問題の所在は認識しているので、全体の検討の中で問題を解消する方向で検討を進めるという方針は、前回のヒアリングで御説明したとおりに変わっていない。

(高橋部会長) 今、解消の方向で御検討いただいているという明確な御説明があったので、それに向けてぜひ御尽力をいただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)